

令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所（以下、「事業所」という。）に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金・工賃の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業所を運営する者とする。
ただし、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国の支援策を受けている場合は対象とならない。

(1) 令和2年3月31日以前に佐賀県から就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所の指定を受けて、事業所を運営していること。

(2) 申請月（第5条にある申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。

(3) 平成30年4月10日付障障発0410第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を佐賀県に報告していること。

(4) 次のア又はイのいずれかの要件に該当すること。

ア 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1か月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

イ 令和2年1月以降、連続する3か月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）があること。

2 前項第4号の対象月及び対象期間は、次のとおり読み替えることができる。

(1) 対象月

ア 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

イ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1か月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

(2) 対象期間

ア 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

イ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつ

ては、令和2年4月以降の連続する3か月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

- 3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれかにも該当するものであってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
<p>次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であって、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用 イ 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用 ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用 エ 新たな生産活動への転換等に要する費用 オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用 カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用 	<p>10 / 10</p>

(補助金の交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次の各号により算出するものとする。なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に示す基準額と申請様式（様式第1号別紙1）による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で知事が認めた額とする。

(2) 複数の事業所を運営する補助事業者においては、1 補助事業者あたり 200 万円を上限として補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書には、様式第1号別紙1及び生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)を添付して申請を行うものとする。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、別途定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付申請が到達した日から通常要すべき標準的な期間は、40日(申請書等の補正に係る期間を除く。)とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。

ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万以上の機械、器具及びその他の財産については、令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には様式第2号により速やかに、知事へ報告すること。

(10) 前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額を県に返還しなければならない。

(11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1

項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (1 2) 補助事業者が、第 1 号から第 1 1 号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。
- 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第 4 号のとおりとする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書には、様式第 5 号別紙 1 及び支出額を確認できる書類(契約書、納品書、領収書、写真等) を添付して申請を行うものとする。
- 3 前項の実績報告書の提出期限は令和 3 年 3 月 3 1 日までとし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の交付)

第 8 条 この補助金は、概算払することができる。

- 2 規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、概算払の場合は様式第 6 号、精算払の場合は様式第 7 号のとおりとする。

(報告及び検査等)

第 9 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の検査等に積極的に協力するものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別 表)

基準額

算出額 (1)	基準額
50 万円以上	50 万円
50 万円未満	当該算出額

1 算出額は、以下の算出式により算出する。

(1) 令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」とする。)第 2 条第 1 項第 4 号アに該当する事業所の場合

$$\text{直前の事業年度の年間生産活動収入 (2)} - (\text{対象月の生産活動収入} \times 12)$$

(2) 令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 4 号イに該当する事業所の場合

$$\text{直前の事業年度の年間生産活動収入 (3)} - [(\text{対象期間の生産活動収入} \div 3) \times 12]$$

2 要綱第 2 条第 2 項第 1 号アに該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年 1 2 月までの月平均の生産活動収入に 12 を乗じた額、要綱第 2 条第 2 項第 1 号イに該当する事業所にあつては、事業開始後から令和 2 年 3 月の月平均の生産活動収入に 12 を乗じた額

3 要綱第 2 条第 2 項第 2 号アに該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年 1 2 月までの月平均の生産活動収入に 12 を乗じた額、要綱第 2 条第 2 項第 2 号イに該当する事業所にあつては、事業開始後から令和 2 年 3 月の月平均の生産活動収入に 12 を乗じた額

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

㊞

令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産
活動活性化支援事業費補助金交付申請書

令和2年度において、下記のとおり就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業を実施したいので、令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙1）
- 3 事業の効果
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

生産活動活性化支援事業 申請様式 (様式第1号別紙1)

佐賀県知事 様

申請日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1、※2)がある	
イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3、※4)がある	

※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注)以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると佐賀県知事が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1)直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)	
<p>※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額</p>	

(2)次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

①前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
②前年同月の生産活動収入(円)	
③前年同月比	

イ 1のイに該当する場合

①連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
②前年同期の生産活動収入(円)	
③前年同期比	

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額	0	

4. 同一法人内事業所の申請状況

複数の就労継続支援事業所を運営している法人の場合は、すべての事業所の申請状況について記入してください。一法人当たりの上限額は200万円となりますので、同一法人内で複数の事業所を運営している場合は、法人内で調整の上、申請していただきますようお願いいたします。

 一括申請

複数の事業所分を一括で申請する場合は、一括申請にチェックを入れ、事業所毎に「別添」のシートを作成の上、本申請様式と併せてご提出ください。なお、事業所の指定権者が異なる場合は、一括申請はできませんので、個別に申請をお願いします。

①事業所名	②指定権者名	③申請有無	④別添シート名	⑤申請額(円)
合計				0

①事業所名・・・法人内の他の就労継続支援事業所名を記入してください。

②指定権者・・・本申請の事業所と同一の指定権者の場合は「同一」、異なる場合は指定権者名を記入してください。

③申請有無・・・当該事業所における生産活動活性化支援事業の申請有無を記入してください。

④別添シート名・・・②で「同一」かつ③で「有」の場合、「別添」のシート名を記入してください。

⑤申請額(円)・・・③で「有」の場合、当該申請額を記入してください。

申請額(円)
0

基準額(円)
0

助成上限額(円)(※7)

未記入又は不適切な箇所があります

※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

注) 助成を受けた事業所は、令和3年3月末日までに、所定の様式により実績を報告してください。

生産活動活性化支援事業 別添様式(一括申請用)

事業所名

事業所番号

代表者名

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1、※2)がある

イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3、※4)がある

※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月

※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注)以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると佐賀県知事が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1)直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)

※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

(2)次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

①前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)

②前年同月の生産活動収入(円)

③前年同月比

イ 1のイに該当する場合

①連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)

②前年同期の生産活動収入(円)

③前年同期比

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額	0	

申請額(円)

0

基準額(円)

0

助成上限額(円)(※7)

未記入又は不適切な箇所があります※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

注) 助成を受けた事業所は、令和3年3月末日までに、所定の様式により実績を報告してください。

様式第 2 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

⑩

令和 2 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定通知のあった令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 種類及び名称
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名



令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号により補助金交付決定の通知があった令和2
年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金について、別
紙に記載した理由により事業の内容を変更し〔金 円の追加交付(減額承
認)を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和2年度佐賀県就労継続
支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類
を添えて申請します。

- (注)1 .金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2 .「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の
内容と変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

㊞

令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
廃止（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号により補助金交付決定の通知があった令和 2
年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金について、別
紙に記載した理由により事業を廃止（中止）したいので、佐賀県補助金等交付規
則及び令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第 5 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名 (印)

令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け障第 号で補助金交付決定の通知があった令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙 1）
- 3 事業の成果
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日

生産活動活性化支援事業 実績報告様式(様式第5号別紙1)

佐賀県知事 様

報告日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 助成金受領額(円)

--

2. 支出額及び内訳(別添可)

※支出の内容がわかる領収書を添付すること

科目	支出額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
支出額	0	

受領額(円)
0

支出額
0

返納額
0

様式第 6 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

㊞

令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
交付請求書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定の通知があった令和 2 年度佐賀県
就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金のうち、下記金額を交付
されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和 2 年度佐賀県就労継続支援事業所
生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により請求いたします。

		記	
請 求 額		金	円
内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

【振込先】

金融機関名

支店・支所・出張所

預金種別 (普通・当座・その他)

口座番号

(フリガナ)

口座名義

様式第7号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

㊞

令和2年度佐賀県就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金
交付請求書

令和 年 月 日付け障第 号で額の確定通知があった標記補助金として、
下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和2年度佐賀県就労
継続支援事業所生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱の規定により請求い
たします。

記

請 求 額 金 円

【振込先】

金融機関名

支店・支所・出張所

預金種別 (普通・当座・その他)

口座番号

(フリガナ)

口座名義